

産業用ロボット活用促進事業実施委託業務仕様書

1 業務名

産業用ロボット活用促進事業実施委託業務

2 目的

近年の製造業においては、労働力人口の減少により人手不足が進み、省人化のためロボットの導入が必要とされている。しかし、中小企業においてはロボットの導入が未だ進んでおらず、また導入に至ったとしても、ロボットを効果的に活用できていない状況が見受けられる。

そこで、本事業では中小企業を対象としたロボット導入・活用に必要な知識やスキルを高める研修会を実施するとともに、ロボット導入を検討している企業や中小企業支援機関（経済団体、金融機関、行政機関など）（以下、「支援機関」とする。）からの相談対応を実施し、中小企業等へのロボット導入を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

4 事業内容

(1) 産業用ロボットの導入や活用を支援するロボット導入セミナー（以下、「セミナー」とする。）の実施

中小企業において、産業用ロボットの導入・活用を円滑に進めるために、ユーザー企業向けのセミナーを開催する。

(2) 中小企業及び支援機関等を対象とした相談体制の構築

産業用ロボットの導入を検討する中小企業等や中小企業へ産業用ロボット活用の支援をする支援機関からの相談に対し、迅速に現場適用できる具体的な助言等を実施するアドバイザーを設置する。

(3) アドバイザーセミナーの実施

中小企業の自動化・省人化・生産性向上等に関する相談対応やアドバイスをを行っている方（以下、「アドバイザー」とする。）を対象に、知見提供や情報提供を行うアドバイザーセミナーを開催する。

5 委託業務

(1) 産業用ロボットの導入や活用を支援するセミナーの実施

本セミナーに関する基本的な要件は以下のとおりとし、以下に掲げるアからエまでの業務を年間5回以上実施する。

対 象 者	産業用ロボットの導入を検討している、又は既に産業用ロボットを導入している愛知県内の中小企業（※）の生産技術や設備の担当者又は経営者等
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が抱える人手不足や生産性向上等の課題に対し、ロボット導入による効果的な解決手法を周知する。 ・ロボット導入に関する理解を深め、ロボットの効果的な活用方法の知識を高める。
参加人数	20名程度
時 間	2時間以上

※愛知県内に本社・支社・支店・営業支所・工場・倉庫など事業・生産拠点がある企業

ア 実施計画書の作成

- ・県担当者及び講師と調整し、セミナーの実実施計画を作成し、県の承諾を得ること。
- ・実施計画書には【セミナーの目的、カリキュラム、実施日程、会場】を記載すること。

イ 広報

- ・セミナーについて周知するチラシを作成すること。
- ・県内企業への幅広いPRにつながる周知手段により、周知を実施すること。

ウ セミナーの実施

セミナーの実施に必要な、参加者募集や事前調整、連絡、運営、報告等の業務を行う。なお、商工会議所はじめ支援機関が行うセミナー等との共催も検討すること。

<業務内容>

- ・ウェブページの作成による参加者募集
- ・会場確保、参加者への連絡
- ・講師との事前調整や実施内容の調整
- ・当日の運営（会場準備、講師対応、（必要に応じ）オンライン参加への対応など）
- ・各回実施後の参加者のアンケート調査・集計及び報告（アンケート結果は、研修会実施後3週間以内にアンケート結果と所感を添えて報告をすること。）
- ・講師等への謝金の支払い

<会場>

- ・県内の交通の便の良い会議室等（使用料は受託事業者が負担すること。）
- ・名古屋市内に限らず愛知県内の他地域においても開催すること。

エ アンケート調査及びフォローアップ調査の実施

今年度及び過年度の研修の受講者へのアンケート調査等を実施し、結果を集計すること。

<調査内容>

- ・産業用ロボットの導入状況
- ・導入目的や成果について など

(2) 中小企業等や支援機関を対象とした相談体制の構築

ア 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、企業や支援機関からの相談に対して助言や解決策を提案できるアドバイザー等の相談対応者を1名以上配置すること。
- ・相談窓口は、ウェブページや電話、メールなど、利便性を鑑みた受付方法とし、日程調整等を行うこと。
- ・相談方法は、オンライン、対面を問わない。
- ・相談窓口は、契約締結後、速やかに設置し、令和9年3月中旬まで運営すること。また、週1日程度対応できる体制を整え、相談窓口の利用を促す周知活動を行うこと。

イ 相談窓口のPR

- ・相談窓口を周知するチラシを作成し、県内企業等及び県内支援機関へ配布すること。
- ・支援機関と積極的に連携し、相談窓口を広くPRするとともに、イベント（セミナー等）において、機会があれば周知に努めること。

ウ 相談対応の実施

相談の対象者は、県内に本社・支店等の事業・生産拠点のある中小企業等及び支援機関とする。

<中小企業等対象>

- ・ロボット導入を検討し始めた段階の中小企業等からの初期相談対応として、ロボット導入検討の進め方のアドバイスや課題解決のためのマッチング支援、行政施策の紹介などを実施すること。
- ・相談企業の希望に応じて訪問し、企業の現場確認や業務改善のアドバイスを実施すること。なお、移動等にかかる費用は委託業務に含むこと。
- ・相談企業の希望に応じ、既存の「製造業向けIoTサービス」等の紹介が可能となるよう、県内を中心としたロボット導入に向けたAI・IoTソリューションサービス情報を集約すること。なお、本サービス情報の集約については、令和9年7月中を目途に、一覧表にして県に提出すること。
- ・相談対応した企業に対して、適宜ロボット導入・活用状況の確認を行い、状況に応じて、助言とともに、活用可能な県及び中小企業支援機関の支援策の紹介などを行うこと。
- ・相談内容により適宜SIer企業の紹介を行うこと。

※相談内容及び実績は月末に整理、集計し、翌月初に県へ報告すること。（報告様式は県と事前に調整を行うこと。）

<支援機関対象>

- ・ロボットが専門ではない支援機関のアドバイザー等に対し、ロボット導入に関する助言などを行うこと。
- ・必要に応じ、支援機関と企業との面談や訪問に同席すること。なお、移動等にかかる費用は委託業務に含むこと。

- ・相談内容により適宜ロボットシステムインテグレータ企業（ロボット導入の設計及び設置等を行う企業）（以下、「SIer 企業」とする。）の紹介を行うこと。

(3) アドバイザーセミナーの実施

ア 実施計画書の作成

- ・県担当者及び講師と調整し、セミナーの実施計画を作成し、県の承諾を得ること。
- ・実施計画書には【セミナーの目的、カリキュラム、実施日程、会場】を記載すること。

イ セミナーの実施

- ・中小企業のロボット導入を支援するアドバイザー等に対し、必要となる知識・ノウハウ・知見の提供や情報共有を実施すること。
- ・1回2時間以上、1回以上実施すること。
- ・受講対象者は支援機関等にて活動するアドバイザーのほか、県内に本社・支店等事業・生産拠点のある中小企業等も含むこととする。
- ・本セミナーの開催目的を十分に達成できる講師を選定すること。
- ・会場は県内の交通の便の良い会議室等とし、使用料は受託事業者が負担すること。

ウ アンケート調査の実施

(4) 業務実施報告書の作成

- (1)、(2) 及び (3) それぞれの業務について、実施した業務やアンケート結果等を踏まえた考察等を整理した報告書を作成すること。

6 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

本業務に従事する従業者及び専門家等に支払われる給与、講師等への謝金等

(2) 交通費

本業務の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

研修の配布資料、報告書等の作成に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

本業務の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

本業務の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の業務を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

会場使用料、本業務の実施に必要な機器等のリース・レンタル料

(8) その他

本業務の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

7 成果物

- ・業務実施報告書（A4 判縦） 2部
- ・上記の電子データ 1式
- ・その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

8 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

9 その他

- (1) 県と十分協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (3) 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (5) 本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 本業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (8) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。